

## 職員の給与等の支給の基準

日本放送協会は、放送法第61条の規定に基づき、日本放送協会の職員の給与および退職金(以下「給与等」という。)の支給基準を、次のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

給与等の支給基準を定めるにあたっては、以下の点を基本的な考え方とする。

- 職員の給与等は、各処遇区分等に期待される役割、能力および業績等に応じたものであること。また、勤務条件および生計費等も考慮すること。
- 職員の給与等は、公共放送の使命達成のために必要な人材を確保するうえでの競争力を考慮する一方で、協会の主たる財源が受信料であることをかんがみ、その総額も含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

### 2 給与

#### (1) 一般職

- 基準賃金、基準外賃金、諸手当・日当を支給する。
- 賞与は、勤務成績および業績に応じて6月および12月に支給することがある。

#### ア A1、A2、B1、B2、C1、C2

##### (ア) 基準賃金

基本給および世帯給により構成する。

- a 基本給は、役割給とする。
  - (a) 役割給は、処遇区分における期待される役割と、能力伸長に対応する給与とする。
  - (b) 基本給は、4月1日に改定を行う。ただし、55歳到達日以降は、改定を行わない。
- b 世帯給は、基本額および子加算によって構成する。

(a) 基本額は、扶養家族のある者および扶養家族がなく配偶者のある者に支給する。

(b) 子加算は、扶養家族でかつ23歳未満の子がある者に支給する。

ただし、扶養家族の子に障害のある場合は、子の年齢にかかわらず支給し、別途加算を行う。

(イ) 基準外賃金

上司に命ぜられて、所定勤務時間外の勤務、休日の勤務、休日振替による勤務または深夜の勤務をした者に支給する。

(ウ) 諸手当・日当

a 地域間調整手当、b 住宅補助手当、c 単身赴任手当、d 育児休職社会保険手当、e 介護休職社会保険手当、f 寒冷地手当、g 特定日当とする。

a 地域間調整手当

本部および横浜、千葉、さいたま、大阪、京都、神戸の各放送局に所属する者に支給する。

b 住宅補助手当

転勤者用住宅等に入居していない者に支給する。親元通勤者には、支給しない。

c 単身赴任手当

国内の転勤発令に伴い単身赴任する者（単身赴任者）に支給する。

d 育児休職社会保険手当

社会保険料本人負担相当額とし、育児休職する者に対し、休職開始の翌月から復職当月まで（ただし、社会保険料本人負担分が免除される期間を除く。）、支給する。

e 介護休職社会保険手当

社会保険料本人負担相当額とし、介護休職する者に対し、休職開始の翌月から復職当月まで、支給する。

f 寒冷地手当

支給対象期間中（11月1日から翌年3月末日まで）、北海道の各放送局に所属する者に対し、10月に支給する。

g 特定日当

特定の業務に従事した都度、支給する。

イ S1、S2

(ア) 基準賃金

基本給とする。

- a 基本給は、役割給とし、処遇区分における期待される役割と、能力伸長に対応する給与とする。
- b 基本給は、6月1日に改定を行う。ただし、55歳到達日以降は、改定を行わない。

(イ) 基準外賃金

上司に命ぜられて、所定勤務時間外の勤務、休日の勤務、休日振替による勤務または深夜の勤務をした者に支給する。

(ウ) 諸手当・日当

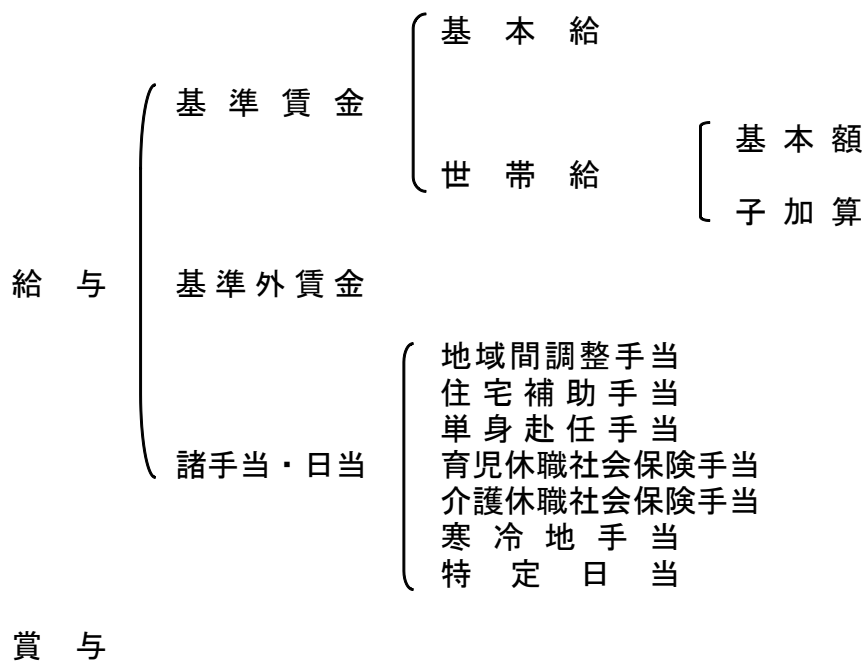
地域間調整手当、住宅補助手当、単身赴任手当、育児休職社会保険手当、介護休職社会保険手当、特定日当とする。

支給基準は、「ア A1、A2、B1、B2、C1、C2」を適用する。

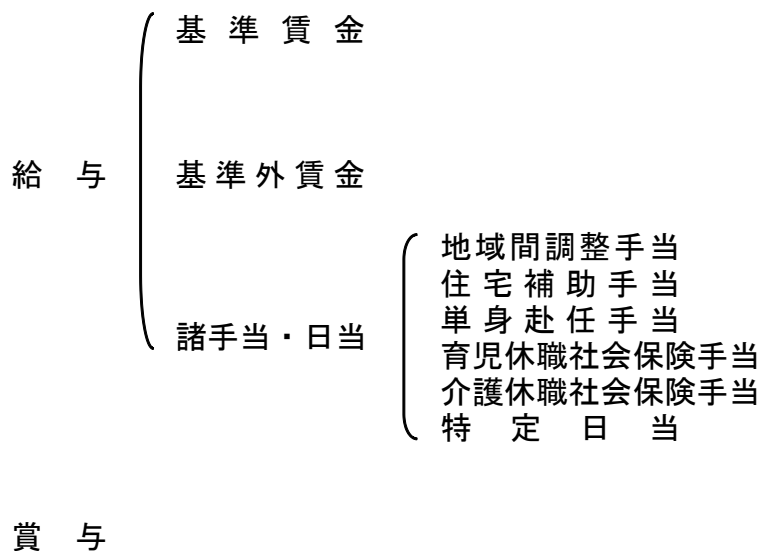
なお、扶養家族の子に障害のある場合は、「ア A1、A2、B1、B2、C1、C2」の「(ア) b 世帯給」の「(b) 子加算」のただし書きに定める別途加算額を支給する。

(参考) 一般職の給与体系

< A 1 ~ C 2 >



< S 1、S 2 >



## (2) 管理職

- 給与は、年俸制とし、処遇区分(D 1～D 8、理事待遇)ごとに基本年俸を定め、月例と賞与時(6月、12月)に分けて支給する。
- 業績により賞与時に加算を行うことがある。

### ア 理事待遇

年俸のほか、住宅補助手当、単身赴任手当を支給する。  
住宅補助手当、単身赴任手当の支給基準は、「(1) 一般職」を適用する。

### イ D 6～D 8

年俸のほか、住宅補助手当、単身赴任手当を支給する。  
住宅補助手当、単身赴任手当の支給基準は、「(1) 一般職」を適用する。

### ウ D 1～D 5

年俸のほか、ポスト長手当、職務手当、地域手当、住宅補助手当、単身赴任手当、育児休職社会保険手当、介護休職社会保険手当、特定日当を支給する。

ポスト長手当、職務手当、地域手当を除く手当・日当の支給基準は、「(1) 一般職」を適用する。ただし、特定日当は、D 5には支給しない。

(ア) ポスト長手当は、組織単位の長に支給する。

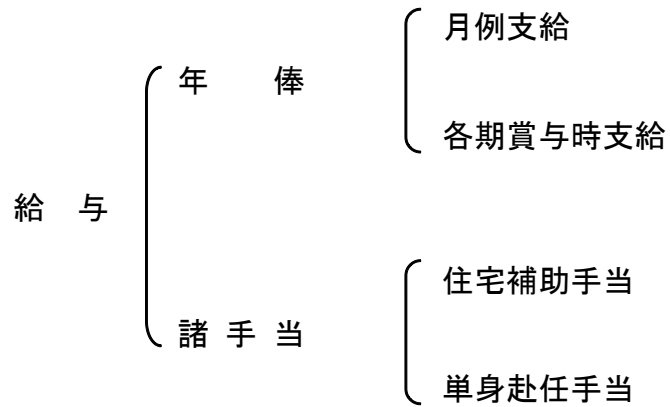
(イ) 職務手当は、定額とする。

(ウ) 地域手当は、本部および横浜、千葉、さいたま、大阪、京都、神戸の各放送局に所属する者に支給する。

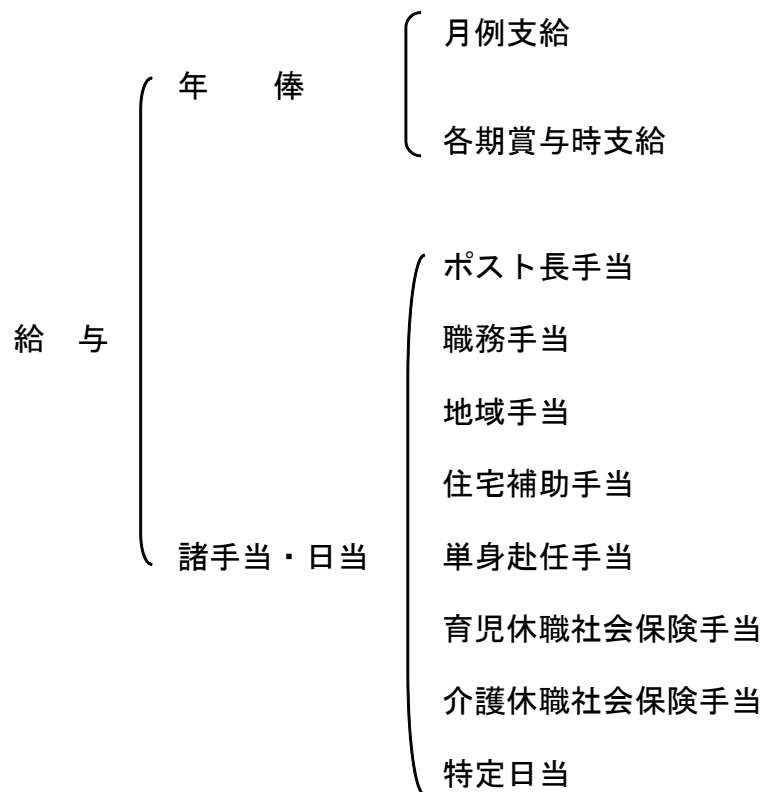
(エ) 扶養家族の子に障害のある場合は、「(1) 一般職」の「ア A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2」の「(ア) b 世帯給」の「(b) 子加算」のただし書きに定める別途加算額を支給する。

(参考) 管理職の給与体系

<理事待遇, D6~D8>



<D1~D5>



### (3) 外国勤務職員

海外の局所に勤務する者（外国勤務職員）については、勤務地、家族状況等に応じて外国勤務手当を支給する。

なお、外国勤務職員に対しては、国内に勤務する者に支給する手当・日当（職務手当を除く。）は支給しない。

### (4) 期間雇用の契約職員

契約職員の給与については、契約のつど個別に定める。

### (5) その他

海外での戦争等で在留邦人に退去勧告が出されている地域、または自然災害で避難勧告等が出されている地域で取材を行った場合、手当を支給することがある。

## 3 退職金

### (1) 退職手当

(ア) 退職手当は、在籍満3年以上の職員が退職しまたは死亡したときに、支給する。

(イ) 退職手当の額は、退職時または死亡時の処遇区分等に応じて定めた退職手当算定上の基準となる額（退職手当算定基礎額）に、在職期間に応じた退職手当支給率を乗じて算出した額とする。

ただし、在職20年未満かつ50歳未満で本人の希望により退職したとき等は、一定の率を乗じて減額する。

(ウ) 54歳以降の早期退職者（死亡を除く。）には、退職時の年齢等に応じた加算を行う。また、57歳以降に退職し自立する者には、定額の加算を行うことがある。

(エ) 在職中特に功績顕著な者に対しては、特別退職手当を支給することがある。

(オ) 懲戒免職に該当する行為があつて解職されたとき、または、職員であつた者が在職中に懲戒免職に相当する行為があつたと認められ懲戒扱とされたときは、退職手当は、支給しない。なお、既に支給しているときは、返戻させる。

### (2) 年金

## (ア) 退職年金制度

- a 在職期間、退職時の年齢に応じ、年金または脱退一時金を支給する。なお、掛金は、協会と職員の双方が拠出する。
- (a) 退職年金  
在職 25 年以上、または在職 20 年以上で退職時の年齢が 50 歳以上の者が退職したとき、支給する。支給期間は、60 歳に達した月の翌月から本人の死亡の月までとする。
- (b) 有期退職年金  
在職 20 年未満で退職時の年齢が 54 歳以上、または在職 20 年以上 25 年未満で退職時の年齢が 50 歳未満の者が退職したとき、支給する。支給期間は 5 年から 7 年とする。
- (c) 脱退一時金  
(a)、(b) いずれの支給条件も満たさず、年金の受給資格を有しない者に支給する。
- b 年金の月額および脱退一時金の額は、退職時の処遇区分等に応じて定めた算定上の基準となる額（年金基礎額）に在職期間等に応じたそれぞれの支給率を適用し、算出した額とする。ただし、退職年金の場合は、65 歳に達する月まで（協会または関連団体等で再雇用されない期間を除く。）は、その  $1/2$  とする。
- c 懲戒免職に該当する行為があつて解職されたとき、または、職員であつた者が在職中に懲戒免職に相当する行為があつたと認められ懲戒扱とされたときは、年金は、支給しない。なお、既に支給しているときは、返戻させる。  
また、年金受給中年金支給が適当でないと思われた場合は、その後の年金を支給しないことがある。
- d 年金の運営に関して、少なくとも 3 年ごとに財政損益の利源分析を行ない、年金数理の基礎率、拠出率および給付率等の適正を図る。

## (イ) 確定拠出年金制度

- a 確定拠出年金法に基づき、加入者は協会の拠出する掛金を自己の責任において運用し、その結果に基づいた給付を受けるものとする。なお、給付の種類については、次のとおりとする。



- (a) 老齢給付金
- (b) 障害給付金
- (c) 死亡一時金
- (d) 脱退一時金

b 当該年金制度については、加入選択制を設ける。

(ウ) 制度の改廃

経済情勢の変動、社会保障制度の変更等を踏まえ、必要に応じて、制度の改廃を実施するものとする。

(3) 前払退職給与

確定拠出年金制度への加入を選択しない者については、確定拠出年金制度の掛金相当額を前払退職給与として支給する。

4 支給額表等の決定

会長は、この支給基準に基づき、支給項目ごとの支給額表等を定める。

(改正)

平成20年2月26日  
平成22年4月1日  
平成23年6月30日  
平成25年4月1日  
平成25年8月1日  
平成26年4月1日  
平成29年3月1日

以 上

(参考) 職員の給与支給額表等

1 給与

(1) 一般職

ア A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2

(ア) 基準賃金

a 基本給

(a) 全国職員

	下限額	上限額
A 1	164,950円	240,000円
A 2	243,360円	271,360円
B 1	278,360円	306,360円
B 2	310,360円	346,450円
C 1	340,360円	397,020円
C 2	369,000円	405,000円

ただし、57歳到達日以降は、8割額とする。

(b) 地域職員

	下限額	上限額
A 1	143,960円	204,000円
A 2	200,690円	223,090円
B 1	222,690円	245,090円
B 2	248,290円	270,690円
C 1	272,290円	294,690円
C 2	295,200円	324,000円

ただし、57歳到達日以降は、8割額とする。

b 世帯給

(a) 基本額

支 給 区 分		支給月額
A	扶養家族3人以上の者	37,500円
B	扶養家族2人の者	32,500円
C	扶養家族1人の者	27,500円

ただし、扶養家族がなく配偶者のある者については、5,000円とする。

(b) 子加算

支 給 区 分	支給月額
扶養家族でかつ23歳未満の子が2人以上の者	9,500円に、2人目以降1人につき8,000円を加算した額
扶養家族でかつ23歳未満の子が1人の者	9,500円

ただし、扶養家族の子に障害のある場合、子の年齢にかかわらず支給する。支給額は、上表に次の額を加算した額とする。

区 分	加 算 月 額
重 度	1人につき 17,500円
その他	1人につき 9,500円

(イ) 基準外賃金

a 時間外手当

所定の勤務時間外に勤務したときには、単位時間割基準賃金の3割増の額を支給する。

b 休日手当

休日に勤務したときには、単位時間割基準賃金の4割増の額を支給する。

c 休日振替手当

休日振替により勤務したときには、その所定勤務時間分に対し、単位時間割基準賃金の4割額を支給する。

d 深夜手当

午後10時から翌日の午前6時までの間に勤務したときには、単位時間割基準賃金の5割額を支給する。

また、1か月60時間をこえる法定時間外の勤務に対しては、単位時間割基準賃金の2割額を、時間外手当および休日手当に加えて支給する。

なお、専門業務型裁量労働制を適用する職員の基準外賃金については、固定割増賃金たる「基本手当」、ならびに、休日勤務、休日振替勤務および深夜勤務に応じた「加算手当」として特定して支給する。

(ウ) 諸手当・日当

a 地域間調整手当

次の支給対象局に所属する者に支給する。

支 給 区 分			支給月額
A	本部および横浜、千葉、さいたまの各放送局に所属する職員	扶養家族のある者	9,000円
		扶養家族のない者	4,500円
B	大阪、京都、神戸の各放送局に所属する職員	扶養家族のある者	3,000円
		扶養家族のない者	1,500円

b 住宅補助手当

転勤者用住宅等に入居していない者に支給する。親元通勤者には、支給しない。

支 給 区 分			支給月額
A	本部および横浜、千葉、さいたまの各放送局に所属する職員	扶養家族のある者	50,000円
		扶養家族のない者	25,000円
B	大阪、京都、神戸の各放送局に所属する職員	扶養家族のある者	30,000円
		扶養家族のない者	15,000円
C	上記以外の放送局に所属する職員	扶養家族のある者	20,000円
		扶養家族のない者	10,000円

c 単身赴任手当

単身赴任手当Aおよび単身赴任手当Bとする。

(a) 単身赴任手当A

単身赴任者に対し、毎月33,000円を支給する。なお、転勤者用住宅等への入居資格がある単身赴任者が、転勤者用住宅に入居しない場合は、毎月15,000円を加算する。

(b) 単身赴任手当B

単身赴任者に対し、新勤務地と配偶者の居住地の最寄り局間を路程とす

る往復交通費相当額に2,000円を加算した額を毎月支給する。

d 育児休職社会保険手当

社会保険料本人負担相当額とし、育児休職する者に対し、休職開始の翌月から復職当月まで（ただし、社会保険料本人負担分が免除される期間を除く。）、毎月支給する。

e 介護休職社会保険手当

社会保険料本人負担相当額とし、介護休職する者に対し、休職開始の翌月から復職当月まで、毎月支給する。

f 寒冷地手当

支給対象期間中（11月1日から翌年3月末日まで）、次の支給対象局に所属する者に対し、10月に支給する。

区分	支給対象局	1月あたり支給額	
		有扶養家族者	その他
A	旭川、帯広、釧路、北見	26,820円	13,420円
B	札幌	23,200円	11,600円
C	函館、室蘭	21,860円	10,960円

g 特定日当

次の支給条件に該当するとき、支給する。支給額は別紙のとおりとする。

(a) 特定勤務日当

休日に勤務した場合、午前7時以前に業務を開始した場合、または緊急の呼び出しを受けて、ただちに出勤した場合、支給する。

(b) 徹宵勤務日当

午前0時から午前5時まで連続して勤務した場合、支給する。

(c) 深夜所定日当

勤務開始時間が0時から4時の間である勤務が連続して設定された場合、支給する。

(d) 特殊業務日当

水中や海上での作業、航空機での業務、海拔2,500メートル以上の高地での作業、鉄塔や高圧等危険な場所での作業を行なった場合、支給する。

イ S1、S2

(ア) 基準賃金

全国職員は、月額432,000円～531,000円、地域職員は、月額345,600円～424,800円とする。ただし、57歳到達日以降は、8割額とする。

(イ) 基準外賃金

特定して支給する。

(ウ) 諸手当・日当

地域間調整手当、住宅補助手当、単身赴任手当、育児休職社会保険手当、介護休職社会保険手当、特定日当を支給する。支給額および支給条件は、「ア A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2」を適用する。ただし、単身赴任手当Aの支給額は、40,000円とし、地域間調整手当は、次のとおりとする。

支給区分		支給月額
A	本部および横浜、千葉、さいたまの各放送局に所属する職員	12,000円
B	大阪、京都、神戸の各放送局に所属する職員	4,000円

また、扶養家族の子に障害のある場合は、「ア A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2」の「(ア) b 世帯給」の「(b) 子加算」のただし書きに定める加算額を支給する。

(2) 管理職

ア 理事待遇

(ア) 基本年俸

全国職員は、1,556万円とする。

(イ) 諸手当

住宅補助手当、単身赴任手当を支給する。支給額および支給条件は、「(1) 一般職」を適用する。

ただし、単身赴任手当Aの支給額は、40,000円とする。

イ D 6～D 8

(ア) 基本年俸

全国職員は、1,288万円～1,428万円とする。ただし、57歳到達日以降は、8割額とする。

(イ) 諸手当

住宅補助手当、単身赴任手当を支給する。支給額および支給条件は、「(1) 一般職」を適用する。

ただし、単身赴任手当Aの支給額は、40,000円とする。

ウ D1～D5

(ア) 基本年俸

全国職員は、913.6万円～1,173万円、地域職員は、730.88万円～938.4万円とする。ただし、57歳到達日以降は、8割額とする。

(イ) ポスト長手当

支給対象	支給月額
組織単位の長	D5 30,000円
	D1～D4 20,000円

(ウ) 職務手当

全国職員は、月額60,000円、地域職員は、月額48,000円とする。

(エ) 地域手当

次の支給対象局に所属する者に支給する。

支給区分		支給月額
A	本部および横浜、千葉、さいたまの各放送局に所属する職員	12,000円
B	大阪、京都、神戸の各放送局に所属する職員	4,000円

(オ) ポスト長手当、職務手当および地域手当のほか、住宅補助手当、単身赴任手当、育児休職社会保険手当、介護休職社会保険手当、特定日当を支給する。支給額および支給条件は、「(1) 一般職」を適用する。

ただし、単身赴任手当Aの支給額は、40,000円とする。また、特定日当は、D5には支給しない。

(カ) 扶養家族の子に障害のある場合は、「(1) 一般職」の「(ア) b 世帯給」の「(b) 子加算」のただし書きに定める加算額を支給する。

(3) 外国勤務職員

外国勤務職員に対しては、外国勤務期間中、外国勤務手当として次の手当を支

給する。

なお、外国勤務職員に対しては、国内に勤務する者に支給する手当・日当（職務手当を除く。）は、支給しない。

また、基準外賃金については、これを特定する。

(ア) 基本手当

本邦と勤務地の物価格差および為替の変動等を考慮した給与の調整として、地域別、処遇区分別に、毎月支給する。

(イ) 帯同家族手当

帯同扶養家族数に応じて、毎月支給する。管理職および一般職（S 1、S 2）の支給額は、35,000円～100,000円、一般職（A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2）の支給額は、基本給に0.08～0.32を乗じた額とする。

(ウ) 国内家族手当

国内に残留する家族の人数に応じて、毎月100,000円～150,000円を支給する。なお、扶養家族全員が国内に残留する場合は、住宅補助手当相当額を支給する。

(エ) 教育手当

勤務地に帯同している子女が在学している場合、1人につき毎月70,000円を支給する。ただし、扶養家族でかつ23歳未満の子女に限る。

(オ) 職務手当

支局長事務代理、支局長事務代理に相当する一般職（A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2）駐在記者に、毎月30,000円を支給する。

(カ) ハードシップ手当

気候・風土等の地理的条件、治安・衛生・食糧調達等の生活環境等について困難度の高い地域に勤務する者に、毎月30,000円～60,000円を支給する。

## 2 退職金

(1) 退職手当

(ア) 支給額

退職手当の額は、退職時または死亡時の退職手当算定基礎額に、在職期間に応じた退職手当支給率（0.00～40.25）を乗じて算出した額とする。



$$\left[ \text{退職手当支給額} = \text{退職手当算定基礎額} * \text{退職手当支給率} \right]$$

ただし、在職20年未満かつ50歳未満で本人の希望により退職したとき等は、上記の（70/100）相当額とする。

#### （イ）退職手当算定基礎額

##### a 全国職員

一般職（A1、A2、B1、B2、C1）の退職手当算定基礎額は、退職時または死亡時の基本給から3,500円を控除した額に、退職手当算定基礎率（平成29年度は1.000）を乗じて算出した額とする。

管理職、一般職（C2、S1、S2）の退職手当算定基礎額は、390,000円を基本とし、各処遇区分ごとに加算した額とする。加算の上限は、320,000円とする。

##### b 地域職員

一般職（A1、A2、B1、B2、C1）の退職手当算定基礎額は、退職時または死亡時の基本給からA1は14,800円、A2は8,800円、B1、B2、C1は2,800円を控除した額に、退職手当算定基礎率（平成29年度は1.000）を乗じて算出した額とする。

管理職、一般職（C2、S1、S2）の退職手当算定基礎額は、312,000円を基本とし、各処遇区分ごとに加算した額とする。加算の上限は、256,000円とする。

#### （ウ）加算

##### a 早期退職加算

54歳到達日から56歳満了日までの間に退職する場合は、別途定める早期退職加算算定上の退職時基準賃金に、加算月数18.0か月（退職時年齢54歳0か月の加算月数を18.0か月とし、以下1か月を経過するごとに0.5か月を減じ、退職時年齢56歳11か月の加算月数を0.5か月とする。）を乗じた額を退職手当に加算して支給する。

##### b 自立支援加算

57歳到達日以降に定年により退職し自立する場合は、180万円を退職手当に加算して支給する。ただし、管理職のD6以上には、支給しない。

#### （2）年金

(ア) 退職年金制度の支給額

労使双方の拠出に基づく支給額等は、以下のとおりとする。

a 退職年金

退職年金の月額、退職時の年金基礎額の(30/100)(在職期間が30年以上を(30/100)とし、以下30年に満たないときは、1年につき(1.2/100)を減じ、在職20年を(18/100)とする)に相当する額の8割とする。

$$\left[ \text{退職年金月額の上限 (労使双方拠出)} = \text{退職時の年金基礎額} \times 30/100 \times 0.8 \right]$$

ただし、65歳に達する月まで(協会または関連団体等で再雇用されない期間を除く。)は、上記の1/2とする。

b 有期退職年金

有期退職年金の月額は、退職時の年金基礎額に在職期間に応じて定めた支給率(0.150~0.375)を乗じて算出した額の6割とし、在職期間に応じて5年から7年、支給する。

c 脱退一時金

脱退一時金の額は、退職時の年金基礎額に加入期間等に応じて定めた支給率(自己都合等の場合0.5580~10.1971、死亡等の場合0.6640~12.4404)を乗じて算出した額とする。

(イ) 確定拠出年金制度

a 掛金の額

各加入者へ拠出する毎月の事業主掛金の額は、年金基礎額に(6.2/100)を乗じて算出した額とする。

b 支給期間

5年、10年、15年、20年、終身の中から本人が選択する。ただし、終身については、生命保険商品を選択した場合とする。

(ウ) 前払退職給与

a 支給額

確定拠出年金制度の掛金相当額とする。

- b 支給時期  
6月および12月に支給するものとする。

(エ) 年金基礎額

- a 全国職員  
一般職（A1、A2、B1、B2、C1）の年金基礎額は、108,140円～283,600円とする。  
管理職、一般職（C2、S1、S2）の年金基礎額は、291,180円を基本とし、各処遇区分ごとに加算した額とする。加算の上限は、236,820円とする。
  
- b 地域職員  
一般職（A1、A2、B1、B2、C1）の年金基礎額は、86,510円～208,930円とする。  
管理職、一般職（C2、S1、S2）の年金基礎額は、232,940円を基本とし、各処遇区分ごとに加算した額とする。加算の上限は、189,460円とする。

(別紙)

### 特定日当

種 類		支 給 額		
		支給単位	Ⅱ	I
			管理職 (D 1～D 4)、 一般職 (S 1、S 2)	一般職 (A 1～C 2)
特 定 日 当	特定勤務日当	1 日	2,400 円	2,000 円
	徹宵勤務日当		3,500 円	2,900 円
	深夜所定日当	連続する 2 日目以降 1 回	—	5,000 円
	特殊業務日当	1 日	2,800 円	

モデル給与（平成 29 年度）

（大卒モデル年収（全国職員））

年 収	3 5 歳	669 万円
	3 0 歳	532 万円